

## ノート

## 直系家族と居住規則

——宮城県 O 集落と鹿児島県 N 集落の比較——

岩 田 知 子

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 1. 課題と方法          | 4. 世代間関係——事例調査より——  |
| 2. 家族構成の地域性       | (1) あとつぎに対する期待      |
| 3. 居住規則——事例調査より—— | (2) 扶養に対する意識        |
| (1) 宮城県 O 集落      | (3) 世帯主権限の移行と世代間の協業 |
| (2) 鹿児島県 N 集落     | 5. む す び            |

## 1. 課題と方法

本稿の課題は、農村においては、居住規則のもとでどのような世代間関係が展開しているのかを事例に基づいて示し、その上でどのようにして直系親族間の家業、財産等の継承が行なわれるのかを探ることである。

居住規則とは、結婚当初の夫婦の居住地の選択に関する規則をいう。それは社会的に規定される<sup>(1)</sup>。この居住規則には父方（夫方）居住制、母方（妻方）居住制、選択居住制、新居制等があるが<sup>(2)</sup>、これは夫婦が夫方の親族、妻方の親族の居住家屋または土地のどちらに住むか、またはどちらとも関係なく住むかという基準による分け方である。これは、父方の親族と母方の親族のどちらがその夫婦にとって優勢であるのかを意味する。一方、夫婦と親族の距離によって同居、近居、遠居という分け方もできる（森岡清美 [5, 144 ページ]）。これは、老親扶養の態様とも関係してくる。

さて、日本の「家」をこの居住規則の点から見ると、その配偶者や子とともに親（夫婦）と同居する者は1人であり、またその人が財産を単独相続し戸主となることが、通常とされてきた。たとえば鈴木栄太郎 [11] は、日本の「家」は農村家族に典型的に見られ、その農村家族の形態学的特性は直系家族（戸主およびその妻と、直系尊属および直系卑属と、そのうち将来戸主たるべき者の配偶者および未婚の傍系親から構成されるもの）である、と述べている。また、日本の「家」は一般的に嫁入り婚であることから、父方居住制である。ここで注意すべき点は、日本の「家」においては父方居住かつ同居という居住規則が、

単に結婚当初の夫婦の居住地を決めることにとどまらず、その夫婦のどちらかの将来における地位と役割（たとえば相続人、または戸主）をも表わしているという点である。

周知のように、日本の「家」制度は戦後、現行民法において法制度としては廃止された。そして統計から世帯構成を見ると、全国的に3世代の同居世帯の割合が減り、核家族世帯の割合が増えてきた。他方、農村においても世帯構成をめぐる変化が起こった。その大きな要因の1つは、人口流出である。高度経済成長以後、次三男だけでなく長男つまりあとつぎまでもが農外に流出した。しかし、そのあとつぎが都市で仕事をもち、結婚をした後に、親の老齢化などを契機に生家に戻り、就農するというパターンも出てきた。

森岡清美〔4〕はこのような変化に着目して、直系家族制の要件についての見直しを提唱している。すなわち直系家族制において継嗣夫婦とその子という中核的構成員が他出し、同居家族だけが家族である、とは必ずしも言えなくなったことから「家族の本質的規定にふさわしく操作的規定をたてなおし、同居を決定的に重要な指標とすることを排除した結果、家族類型もその操作的規定から居住規則を排除しなければならない」とするのである〔3〕。そして居住規則にかえて継承に関する制度（社会的地位、財産、祭祀）に着目し、1人の特定の子にこれを独占的もしくは優先的に継承させる制度をもつ家族が、直系制家族であるとする。

その結果、居住規則は夫婦の結婚当初の居住地を決めるに過ぎないものになることを意味する。しかし、家族類型の操作的規定から居住規則を排除することは可能なものであろうか。本稿は、このような視点から農村家族の居住規則と継承の関係を具体的に明らかにしようとするものである。

この課題に沿って本稿では、対象地域として人口移動の居住規則に対する影響が比較的小さいと見られる2つの集落（宮城県 O 集落と鹿児島県 N 集落）をとりあげた。ここでは、居住規則と継承との関係をかなり明確に認めることができるであろう。居住規則、世代間関係の具体的内容については、面接調査および留置き調査の方法によって調査した。なお、補足的に若干の事項については、山形県 T 集落、山形県 M 集落、群馬県 M 集落、滋賀県 I 集落、佐賀県 N 集落の5集落の調査結果も利用した（第1表）。

本論に入る前に、両集落の概略を示そう。O 集落は、宮城県の仙北に位置する米山町にある。集落では、農家が圧倒的多数を占める。町の中央には北上川の支流である迫（はざま）川が流れ、広々とした水田地帯となっている。O 集落では、農業構造改善事業の補助もあって、昭和45年から養豚（繁殖、肥育）が導入されている。さらに昭和53年からは町の集団転作事業が始まり、O 集落では若手を中心になって生産組合が結成された。

一方 N 集落は、鹿児島県の大隅半島の大崎町にある。南は志布志湾に面し北は山合い

第1表 調査対象集落の概況

|            | 山形県<br>T集落 | 山形県<br>M集落 | 宮城県<br>O集落 | 群馬県<br>M集落 | 滋賀県<br>I集落 | 佐賀県<br>N集落 | 鹿児島県<br>N集落 |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|
| 戸数(戸)      |            |            |            |            |            |            |             |
| 総戸数        | 20         | 140        | 120        | 1,549      | 123        | 60         | 73          |
| 農家戸数       | 19         | 49         | 94         | 205        | 86         | 49         | 50          |
| 専業         | 2          | 4          | 2          | 5          | 3          | 12         | 28          |
| I兼         | 11         | 16         | 57         | 40         | 9          | 16         | 10          |
| II兼        | 6          | 29         | 35         | 160        | 74         | 21         | 12          |
| 非農家        | 1          | 91         | 26         | 1,344      | 37         | 11         | 23          |
| 農家人口(人)    |            |            |            |            |            |            |             |
| 男          | 48         | 123        | 254        | 480        | 200        | 121        | 86          |
| 女          | 47         | 123        | 261        | 520        | 189        | 133        | 91          |
| 農業就業人口(人)  |            |            |            |            |            |            |             |
| 男          | 21         | 35         | 87         | 76         | 29         | 46         | 44          |
| 女          | 17         | 44         | 100        | 132        | 74         | 53         | 62          |
| 耕地(ha)     |            |            |            |            |            |            |             |
| 計          | 45.4       | 96.5       | 165.8      | 99.5       | 100.2      | 79.7       | 50.7        |
| 田          | 41.7       | 88.2       | 162.3      | 61.5       | 84.7       | 73.8       | 12.1        |
| 畑          | 3.7        | 8.1        | 3.2        | 30.0       | 5.2        | 1.4        | 35.8        |
| 樹園地        | 0          | 0.2        | 0.4        | 8.1        | 10.3       | 4.5        | 2.8         |
| 採草地        | 0          | 0          | 0          | 0          | 0.3        | 0          | 0           |
| 家畜飼養農家数(戸) |            |            |            |            |            |            |             |
| 肉用牛        | 0          | 0          | 16         | 1          | 0          | 4          | 36          |
| 乳用牛        | 0          | 0          | 1          | 0          | 0          | 2          | 1           |
| 豚          | 5          | 2          | 42         | 0          | 0          | 0          | 0           |
| 採卵鶏        | 0          | 0          | 20         | 0          | 1          | 2          | 0           |

注. 1980年農業センサス集落カードより作成。

になるという、細長い町のほぼ中央に位置した純農村である。町を南北に流れる<sup>ももどめ</sup>持留川に沿って住宅や水田が並び、それを畑地と山林が囲んでいる。この集落では、昭和47年から54年にかけて、農業構造改善事業によって畑地の整備(区画整理、かんがい)が行なわれている。また昭和58年に生産組合が結成されており、特に農作業の共同、施設園芸作物(メロンなど)の栽培、畜産(繁殖牛)に力を入れている<sup>(4)</sup>。

注(1) もっとも現代の日本のように、居住の自由が法的にも認められている社会では、規則という言葉は、日常用語としては馴染まない。本稿では、規則という言葉にとられず、居住の慣習、様式をさしている。

- (2) たとえば世界各地域の親族関係の調査報告を検討、整理したマードック[6, 38ページ]は、居住規則について次のように述べている。

「夫と妻とが新しく生殖家族をつくるとき、双方ともに自分の定位家族にとどまることはできない。可能な選択肢は、わずかしかない。そしてあらゆる社会は、そのどれかを、またはそれらのなんらかの組み合わせを、文化的に選ばれた『居住』(residence)規則として、採用することになる。」

- (3) 森岡清美[4, 11ページ]を参照。操作的規定は、本質的規定に対比されている。家族の本質的規定において、同居ということが重要でない以上、類型を作成する上で、同居に直接的に関わる居住規則を捨象するという意味に解される。
- (4) 宮城県と鹿児島県から調査地を選んだことについては、清水浩昭氏による家族構成と扶養意識に関する諸論(特に[9],[10])によるところが大きい。

またO集落については、昭和60年11月に集落全体の2/3ほどの世帯に対して調査を行ない、その時の調査結果が土台になっている。N集落については、農業総合研究所駐村研究員の料所奈須夫氏をはじめ多くの方のご協力を得て、昭和61年10月に集落調査を行なうことができた。両集落とも、昭和60年11月から12月にかけて行なった『農家家族の役割と意識についてのアンケート』(留置き式。対象は農家の世帯主と18歳以上のその他の世帯員で、データとして有効なのは世帯主268人[全体の69.8%]、その他の世帯員614人[60.0%]であった)の対象地である。

## 2. 家族構成の地域性

農家の場合、周知のように老親との同居世帯の割合が非農家と比べると概して高い。たとえば昭和58年の農業調査によれば、総農家452万世帯強のうち、3世代以上の同居世帯は253万世帯弱で55.9%にのぼる。ちなみに昭和60年の国勢調査によると、全普通世帯<sup>(1)</sup>のうちで3世代の同居世帯(夫婦と子供と両親、夫婦と子供と片親)の割合は、12.4%である。一方、核家族世帯は62.5%、単独世帯は17.5%である。

さて国勢調査を中心とする統計から、宮城県O集落および鹿児島県N集落の家族構成の特徴を見ていこう。

まずO集落について見てみよう。1世帯あたり世帯人員数を米山町の普通世帯について算出してみると、全国、宮城県に比べ多い(第2表)。全国平均や宮城県平均は、世帯数の増加に比べて世帯人員総数の増加の程度が低いために年々1世帯あたりの世帯人員数が減少しているのに対し、米山町では、特に昭和35年から50年にかけての世帯人員総数の大幅な減少によって、1世帯あたりの世帯人員数の減少がもたらされている。この理由としては農外流出など他地域への移動、出生率の低下などが考えられる。

第2表 普通世帯数，世帯人員総数，1世帯あたり世帯人員数の比較

|              | 昭和35年  | 40     | 45     | 50      | 55      | 60      |
|--------------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 全 国          |        |        |        |         |         |         |
| 世 帯 数 (千)    | 19,871 | 23,280 | 27,071 | 31,271  | 34,106  | 36,478  |
| 人 員 総 数 (千人) | 90,285 | 94,393 | 99,983 | 107,970 | 113,733 | 117,832 |
| 1世帯あたり (人)   | 4.5    | 4.1    | 3.7    | 3.5     | 3.3     | 3.2     |
| 宮 城 県        |        |        |        |         |         |         |
| 世 帯 数 (千)    | 326    | 372    | 429    | 506     | 570     | 617     |
| 人 員 総 数 (千人) | 1,691  | 1,696  | 1,754  | 1,891   | 2,028   | 2,126   |
| 1世帯あたり (人)   | 5.2    | 4.6    | 4.1    | 3.7     | 3.6     | 3.5     |
| 米 山 町        |        |        |        |         |         |         |
| 世 帯 数 (世帯)   | 2,389  | 2,438  | 2,474  | 2,535   | 2,556   | 2,599   |
| 人 員 総 数 (人)  | 14,913 | 13,471 | 12,575 | 12,148  | 12,276  | 12,375  |
| 1世帯あたり (人)   | 6.2    | 5.5    | 5.1    | 4.8     | 4.8     | 4.8     |
| 鹿 児 島 県      |        |        |        |         |         |         |
| 世 帯 数 (千)    | 454    | 474    | 498    | 539     | 587     | 624     |
| 人 員 総 数 (千人) | 1,919  | 1,802  | 1,675  | 1,668   | 1,727   | 1,762   |
| 1世帯あたり (人)   | 4.2    | 3.8    | 3.4    | 3.1     | 2.9     | 2.8     |
| 大 崎 町        |        |        |        |         |         |         |
| 世 帯 数 (世帯)   | 5,387  | 5,711  | 5,535  | 5,855   | 6,133   | 6,476   |
| 人 員 総 数 (人)  | 23,831 | 21,408 | 18,576 | 17,448  | 17,373  | 17,474  |
| 1世帯あたり (人)   | 4.4    | 3.8    | 3.4    | 3.0     | 2.8     | 2.7     |

出所：『国勢調査』。

さて米山町では全普通世帯中，農林漁業就業者のいる世帯の割合が，昭和55年の時点で65.6％で，これは全国（10.2％）や宮城県（16.3％）と比べると格段に高い。国勢調査で農林漁業就業者世帯と農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯を取り出して，1世帯あたり世帯人員数を算出してみると，1世帯あたり世帯人員数は，農林漁業就業者のいる世帯を含む全体の場合よりも多い（第3表）。特に米山町の場合，昭和50年から55年にかけて増加している。

さらに国勢調査で「世帯の家族類型」(2)を見ると，米山町の場合，全国，宮城県と比べて核家族世帯の割合がきわめて低く，3世代の同居世帯の割合が高い（第4表）。しかも昭和50年から60年にかけて，核家族世帯は実数も減少しているのに対し，3世代の同居世帯は実数，割合ともに増加していて，全国，県とは違った動きを示している。

第3表 農林漁業就業者のいる普通世帯数、世帯人員総数、1世帯あたり世帯人員数

|             | 昭和 45 年 | 50     | 55     |
|-------------|---------|--------|--------|
| 全 国         |         |        |        |
| 世 帯 数 (千)   | 4,977   | 4,031  | 3,482  |
| 人 員 総 数(千人) | 24,110  | 18,636 | 15,679 |
| 1世帯あたり (人)  | 4.8     | 4.6    | 4.5    |
| 宮 城 県       |         |        |        |
| 世 帯 数 (千)   | 125     | 110    | 93     |
| 人 員 総 数(千人) | 669     | 561    | 467    |
| 1世帯あたり (人)  | 5.4     | 5.1    | 5.0    |
| 米 山 町       |         |        |        |
| 世 帯 数(世帯)   | 1,950   | 1,853  | 1,676  |
| 人 員 総 数 (人) | 10,649  | 9,654  | 8,890  |
| 1世帯あたり (人)  | 5.5     | 5.2    | 5.3    |
| 鹿 児 島 県     |         |        |        |
| 世 帯 数 (千)   | 205     | 159    | 133    |
| 人 員 総 数(千人) | 765     | 549    | 432    |
| 1世帯あたり (人)  | 3.7     | 3.5    | 3.2    |
| 大 崎 町       |         |        |        |
| 世 帯 数(世帯)   | 3,622   | 2,900  | 2,801  |
| 人 員 総 数 (人) | 12,974  | 9,559  | 8,587  |
| 1世帯あたり (人)  | 3.6     | 3.3    | 3.1    |

出所：第2表に同じ。

以上の点から、米山町では3世代の多人数の世帯が他の地域と比べて多いことがわかる(3)。

さて、農村部では都市部に比べ一般に人口の高齢化が進行していると言われるが、米山町の場合も例外ではなく、65歳以上の人口比率は昭和60年の時点で14.0%であり、全国(10.3%)、宮城県(9.9%)に比べ高い。また65歳以上の親族のいる普通世帯の全普通世帯に占める割合は、同じく昭和60年の時点で49.4%であり、全国(25.5%)や宮城県(26.2%)の2倍近くに達する。しかしここで注意すべき点は、65歳以上の親族のいる普通世帯の家族類型である。全国的には昭和60年の時点で核家族世帯が3割強、単独世帯も12%あまりあるのに対し、米山町では核家族世帯は1割に満たず、単独世帯はわずか2%である。ただし3世代の同居世帯については、米山町の割合は48%と高いが、全国(37%)、宮城県(43%)とそれほど違わない。つまり核家族世帯、3世代の同居世帯、

第4表 世帯の家族類型（実数および普通世帯に占める割合）

|                            | 昭和45年  |        | 50     |        | 55     |        | 60     |        |
|----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                            | 実数     | 割合(%)  | 実数     | 割合(%)  | 実数     | 割合(%)  | 実数     | 割合(%)  |
| 全 国                        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 核家族世帯 <sup>1)</sup> (千)    | 17,049 | (62.5) | 19,980 | (63.9) | 21,594 | (63.3) | 22,804 | (62.5) |
| 3世代の同居世帯 <sup>2)</sup> (千) | 3,662  | (13.6) | 3,982  | (12.7) | 4,370  | (14.5) | 4,506  | (12.4) |
| 単独世帯 <sup>3)</sup> (千)     | 2,888  | (10.8) | 4,236  | (13.5) | 5,388  | (15.8) | 6,393  | (17.5) |
| 宮 城 県                      |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 核家族世帯 (千)                  | 252    | (58.8) | 297    | (58.8) | 325    | (58.8) | 344    | (55.8) |
| 3世代の同居世帯 (千)               | 73     | (17.0) | 83     | (16.4) | 94     | (16.5) | 101    | (16.3) |
| 単独世帯 (千)                   | 34     | (7.9)  | 58     | (11.5) | 87     | (15.3) | 108    | (17.4) |
| 米 山 町                      |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 核家族世帯                      | -      | -      | 897    | (35.4) | 812    | (31.8) | 753    | (29.0) |
| 3世代の同居世帯                   | -      | -      | 886    | (35.0) | 1,032  | (40.4) | 1,053  | (40.5) |
| 単独世帯                       | -      | -      | 69     | (2.7)  | 82     | (3.2)  | 123    | (4.7)  |
| 鹿 兒 島 県                    |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 核家族世帯 (千)                  | 331    | (66.6) | 361    | (67.0) | 394    | (67.2) | 416    | (66.7) |
| 3世代の同居世帯 (千)               | 48     | (9.6)  | 43     | (8.1)  | 41     | (6.9)  | 36     | (5.8)  |
| 単独世帯 (千)                   | 73     | (15.5) | 93     | (17.2) | 114    | (19.5) | 135    | (21.6) |
| 大 崎 町                      |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 核家族世帯                      | -      | -      | 4,220  | (72.1) | 4,478  | (73.0) | 4,673  | (72.2) |
| 3世代の同居世帯                   | -      | -      | 297    | (5.1)  | 263    | (4.3)  | 221    | (3.4)  |
| 単独世帯                       | -      | -      | 999    | (17.1) | 1,107  | (18.0) | 1,326  | (20.0) |

出所：第2表に同じ。

注. 1) 夫婦のみ，夫婦と子供，男親と子供，女親と子供。

2) 夫婦と子供と両親，夫婦と子供と片親。

3) 単身者だけの世帯。

第5表 O集落の家族構成(昭和60年11月現在)

|                    | 世帯数<br>(世帯) | (%)     | 世帯人員<br>総数<br>(人) | 1世帯あたり<br>世帯人員数<br>(人) | 65歳以上の親族<br>のいる世帯数<br>(世帯) | (%)     |
|--------------------|-------------|---------|-------------------|------------------------|----------------------------|---------|
| 計                  | 67          | (100.0) | 391               | 5.8                    | 43                         | (100.0) |
| (1) 核家族世帯          | 7           | (10.4)  | 25                | 3.6                    | 2                          | (4.7)   |
| ① 夫婦のみ             | 2           |         | 4                 |                        | 1                          |         |
| ② 夫婦と子供            | 4           |         | 19                |                        |                            |         |
| ③ その他              | 1           |         | 2                 |                        | 1                          |         |
| (2) 3世代以上の<br>同居世帯 | 49          | (73.1)  | 312               | 6.4                    | 35                         | (81.4)  |
| ① 3世代              | 31          | (46.3)  | 177               | 5.7                    | 19                         |         |
| M - N              | 7           |         | 39                |                        | 5                          |         |
| F - N              | 4           |         | 20                |                        | 3                          |         |
| N - N              | 20          |         | 118               |                        | 11                         |         |
| ② 4世代              | 18          | (26.9)  | 135               | 7.5                    | 16                         |         |
| M - N - N          | 13          |         | 96                |                        | 11                         |         |
| N - N - N          | 3           |         | 25                |                        | 3                          |         |
| N - M - N          | 1           |         | 7                 |                        | 1                          |         |
| M - M - N          | 1           |         | 7                 |                        | 1                          |         |
| (3) 単独世帯           | 2           | (2.9)   | 2                 | 1.0                    | 1                          | (2.3)   |
| (4) その他            | 10          | (14.9)  | 54                | 5.4                    | 5                          | (11.6)  |

注(1) Mは母, Fは父, Nは夫婦と子供を表わす。

(2) O集落における面接調査, 留置き調査より。

単独世帯以外の類型が, 米山町の場合, 4割近くあることになる。国勢調査で見ると, 「夫婦, 子供, 親とその他の親族から成る世帯」がかなりの数(27%)にのぼっている。

次に面接および留置き調査を行なったO集落の67世帯(すべて農家)について, 国勢調査の類型に従って家族構成を見てみよう(第5表)。まず3世代以上の同居世帯の割合が全国平均, 宮城県平均と比べて非常に高いことがわかる。そのうち3世代の同居世帯は米山町の平均より若干多い程度ではあるが, 4世代の同居世帯は27%にのぼる。参考までに1世帯あたりの世帯人員数を計算してみると, 当然ながら核家族, その他, 3世代, 4世代の順に多く, 全体では5.8人で米山町の農林漁業就業者のいる世帯の平均よりも多い。またこの中で65歳以上の親族のいる世帯を数えてみると, 43世帯(64.1%)だが, その内訳は4世代の同居世帯が16, 3世代の同居世帯が19で, 両者を合わせると65歳以上の親族のいる世帯の8割になる。また同じく65歳以上の親族のいる核家族世帯, 単独世帯は3世帯に過ぎない。

以上のように宮城県 O 集落の世帯は、農林漁業就業者のいる世帯としても多世代，多人数であることがわかる。

次に、鹿児島県 N 集落について見てみよう。N 集落のある大崎町は、小家族の多い鹿児島県の中でも 1 世帯あたり世帯人員数は 2.8 人と非常に少ない（前掲第 2 表）。増減率を見ると、鹿児島県に関しては、昭和 35 年から 45 年にかけて世帯数が増加している一方で世帯人員総数が減少していることから、1 世帯あたり人員数の減少がもたらされているといえる。だが昭和 45 年以降は、むしろ全国的な傾向と同様、世帯数の増加、すなわち世帯分離が進むことによって 1 世帯あたり人員数が減少していることがわかる。大崎町に関していえば、鹿児島県と同様、昭和 35 年から 45 年、特に昭和 40 年からの 5 年間に世帯人員総数が大幅に減少したことが、小家族化につながっているといえる。

ところで、大崎町の全世帯のうち農林漁業就業者のいる世帯は昭和 55 年の時点で 45.7 %で、鹿児島県の中では割合が高い方である（鹿児島県全体では 22.7 %）。1 世帯あたり人員数を見ると、農林漁業就業者のいる世帯を含む全体的場合よりは多いが、それでも 3 人余りである（前掲第 3 表）。

一方、大崎町の普通世帯全体の家族類型を見ると、核家族世帯、単独世帯が 8 割から 9 割近くを占め、3 世代の同居世帯はごくわずかである（前掲第 4 表）。特に単独世帯の割合の高さが目立つが、この半分強は 65 歳以上の高齢者の世帯である。65 歳以上の親族の

第 6 表 N 集落の家族構成（昭和 61 年 10 月現在）

|                   | 世 帯 数 |         | 世帯人員<br>総 数 | 1 世帯あたり<br>世帯人員数 | 65 歳以上の親族<br>のいる世帯数 |
|-------------------|-------|---------|-------------|------------------|---------------------|
|                   | (世帯)  | (%)     | (人)         | (人)              | (世帯) (%)            |
| 計                 | 65    | (100.0) | 190         | 2.9              | 27 (100.0)          |
| (1) 核家族世帯         | 45    | (69.2)  | 138         | 3.1              | 11 (40.7)           |
| ① 夫婦のみ            | 20    |         | 40          |                  | 9                   |
| ② 夫婦と子供           | 24    |         | 95          |                  | 2                   |
| ③ その他             | 1     |         | 3           |                  |                     |
| (2) 3 世代の同居<br>世帯 | 5     | ( 7.7)  | 28          | 5.6              | 4 (14.8)            |
| M - N             | 3     |         | 19          |                  | 2                   |
| F - N             | 1     |         | 4           |                  | 1                   |
| その他               | 1     |         | 5           |                  | 1                   |
| (3) 単 独 世 帯       | 11    | (16.9)  | 11          | 1.0              | 8 (29.6)            |
| (4) そ の 他         | 4     | ( 6.2)  | 13          | 3.3              | 4 (14.8)            |

出所：部落会の世帯名簿。

いる普通世帯の家族類型を見ると、とりわけ単独世帯が多い(昭和60年の時点で、38%)。また核家族世帯の割合も高い(46%)。一方、3世代の同居世帯はきわめて少ない(8%)。また米山町とは異なり、核家族世帯、3世代の同居世帯、単独世帯に9割近くが含まれている。65歳以上の人口の割合を見ると、15%でこれは米山町と同じ程度である。また65歳以上の親族のいる普通世帯は、3割程度で米山町よりは少なくなっている。

最後に、N集落についてO集落と同様、国勢調査の類型に従って家族構成を見てみよう(第6表)。N集落は65世帯(うち農家は45世帯)からなり、O集落とは全く対照的に大半を核家族世帯と単独世帯が占め、3世代の同居世帯は5世帯に過ぎない。しかもこの5世帯のうちの3世帯では、親世代と子世代がそれぞれ別棟に住んでいる。また母親と子供の夫婦からなる世帯が3世帯あるが、そのうち1世帯では親子が別棟に住んでいる。このN集落では後述するように、結婚を契機として子供の家族が新しい世帯を形成し、家屋も別にするという居住規則がある。1世帯あたりの人員数は2.9人で、県平均、町平均とほとんど変わらない。また家族類型も、核家族世帯69.2%、3世代の同居世帯7.7%、単独世帯16.9%で、県、町と大差ない。またこの集落では、65歳以上の人は夫婦のみ、または単身で住んでいる場合が多い(65歳以上の親族のいる世帯27のうち、17世帯)。

しかしこれらの人々についても、多くは集落内に子供や兄弟姉妹などの血縁者が住んでいるとのことである。つまり高齢者の夫婦のみの世帯、単独世帯が孤立しているのではなく、世帯を異にする子供や兄弟姉妹との行き来が盛んに行なわれている。この点は後で詳しく述べることなので、ここではO集落との対比で、家族構成がいかにか違うかを示すことにとどめよう。

注(1) 住居と生計を共にしている人の集まりおよび1戸を構えて住んでいる単身者をいう。ただし、普通世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なくすべて雇主の世帯に含まれる。

(2) この場合の「家族類型」は、前章で述べた家族の類型とは違うものであることに、留意されたい。国勢調査の場合は、普通世帯注(1)が、その世帯員の世帯主との続柄により区分され、その区分されたものを家族類型という。

(3) ちなみに昭和58年の農業調査では宮城県全体の数字しかないが、3世代以上の世帯は全体の67.1%である。

### 3. 居住規則——事例調査より——

#### (1) 宮城県O集落

O集落では、3世代以上の直系親族が同居している場合が多いのだが、ここではその同居の実態を示し、さらにO集落の居住規則が父方居住制であり、しかも結婚当初から一

第7表 地域別にみた「家計の管理方法」の割合

(単位: %)

|           | 計              | 全員の収入を一つにする | 小遣い程度を引く | 生活費を出しあう | 別々     | その他    |
|-----------|----------------|-------------|----------|----------|--------|--------|
| 5 集 落 計   | 194<br>(100.0) | (45.9)      | (28.4)   | ( 7.7)   | (10.8) | ( 7.2) |
| 山形県 M 集 落 | 33<br>(100.0)  | (48.5)      | (42.4)   | ( 3.0)   | ( 6.1) | ( 0.0) |
| 宮城県 O 集 落 | 44<br>(100.0)  | (47.7)      | (34.1)   | ( 4.5)   | ( 4.5) | ( 9.1) |
| 群馬県 M 集 落 | 22<br>(100.0)  | (31.8)      | (13.6)   | (18.2)   | (22.7) | (13.6) |
| 滋賀県 I 集 落 | 55<br>(100.0)  | (49.1)      | (25.5)   | ( 5.5)   | (12.7) | ( 7.3) |
| 佐賀県 N 集 落 | 40<br>(100.0)  | (45.0)      | (22.5)   | (12.5)   | (12.5) | ( 7.5) |

注(1) 欄外数値は、回答実数である。

(2) 鹿児島県N集落については、第6表のような家族構成であり、同じような比較が行なえないため除いた。山形県T集落については、調査の都合上、聞きとることができなかった。

(3) 不明を除く。

貫した同居であることを述べよう。

第7表は家計の管理方法を地域別に見たものだが、O集落では全員の収入を1つにしている割合が高いのに対し、別々になっている割合が低い。ただし既に他の機会に述べたように(1)、この地域における畜産の導入や兼業化が、次第に家計の管理主体や貯金口座の分化を促している模様である。

ところで、厚生省人口問題研究所の調査結果(2)によれば、米山町の対象世帯626のうち、自己申告の同居世帯は518あるが、そのうち同じ棟(階上、階下を含む)に住む世帯が508(全同居世帯の98.1%)、家計をすべて一緒にしている世帯が476(同91.9%)、食事をすべて一緒にしている世帯が510(同98.5%)で、実際、世代間でほとんど生活が分けられていない(第8表)。このように米山町では、世帯を同じくしながらも生活は世代間で別という「修正直系家族」(3)のようなタイプは希有である。この点はO集落にもあてはまるようである。

この点を踏まえた上でO集落には、基本的に父方居住かつ一貫した同居という居住規則があることを示そう。第1図では、配偶者とともに親と同居する子供の親に対する続き柄が示してある。これで見えてわかるように、圧倒的に長男、次男などの男子の家族と同居する場合が多く、女子の家族と同居するのは3例に過ぎない。特に長男の家族との同居の

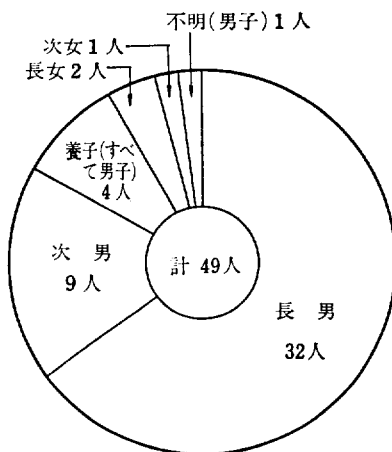
第8表 米山町における「同居」の生活内容

| 総数             | 住居については              |            |     |            | 家計については       |             |             |            | 食事については       |             |            |            |
|----------------|----------------------|------------|-----|------------|---------------|-------------|-------------|------------|---------------|-------------|------------|------------|
|                | 同じ棟(階上, 階下を含む)に住んでいる | 別棟に住んでいる   | その他 | 不詳         | すべて一緒にしている    | 一部分一緒にしている  | だいた別々にしている  | 不詳         | すべて一緒にしている    | ときには一緒にしている | だいた別々にしている | 不詳         |
| 518<br>(100.0) | 508<br>(98.1)        | 5<br>(1.0) |     | 5<br>(1.0) | 476<br>(91.9) | 25<br>(4.8) | 15<br>(2.9) | 2<br>(0.4) | 510<br>(98.5) | 4<br>(0.8)  | 2<br>(0.4) | 2<br>(0.4) |

出所：清水浩昭 [10], 7 ページ。

注(1) ( ) 内は、総数を 100 とする割合である。

(2) 年齢不詳は除かれている。



第1図 O 集落における、配偶者とともに親と同居する子供の、親に対する続き柄

多さが目立つ（この点は人口問題研究所の調査結果からも裏付けられる）。

このように父方居住制が支配的である上に、一貫した同居が実現されているという点は、人口問題研究所の調査結果からもわかる。米山町の老親世代に「最近、結婚した子は一般に親と別居する傾向が強くなろうとしています、このことについてどうお考えですか」とたずねたところ、「できる限り一緒に暮らすのがよい」という答えが9割近くあった。これに対し、「親が元気なうちは別居し、親の身体が弱ったら一緒に暮らすのがよい」という条件付きの同居をよいとする答えはきわめて少なかった(第9表)。もっとも最初から農業就業、地元就職などで親元を離れず、やがて結婚してもそのまま同居し続けるのがすべてというわけではない。O 集落のいくつかの事例に見られるように学校卒業後、いった

第9表 米山町における子供との「同居」・「別居」志向性

| 性   | 総 数            | できる限り別居する<br>のがよい | 別居する<br>のもやむ<br>を得ない | できる限り<br>一緒に暮らす<br>のがよい | 親が元氣なう<br>ちは別居し親<br>の身体が弱っ<br>たら一緒に暮<br>らすのがよい | 常に往き来<br>できれば別<br>居してもよ | その他        | 不 詳         |
|-----|----------------|-------------------|----------------------|-------------------------|------------------------------------------------|-------------------------|------------|-------------|
| 総 数 | 402<br>(100.0) | 6<br>(1.5)        | 8<br>(2.0)           | 347<br>(86.3)           | 12<br>(3.0)                                    | 2<br>(0.5)              | 1<br>(0.2) | 26<br>(6.5) |
| 男   | 187<br>(100.0) | 3<br>(1.6)        | 3<br>(1.6)           | 158<br>(84.5)           | 3<br>(1.6)                                     | 2<br>(1.1)              | -          | 18<br>(9.6) |
| 女   | 215<br>(100.0) | 3<br>(1.4)        | 5<br>(2.3)           | 189<br>(87.9)           | 9<br>(4.2)                                     | -                       | 1<br>(0.5) | 8<br>(3.7)  |

出所：清水浩昭 [10], 9 ページ。

注(1) 総数は、老親世代の総数（ただし複数回答）である。

(2) ( ) 内は、総数を 100 とする割合である。

(3) 年齢不詳は除かれている。

ん首都圏で就職したり結婚したりするものの、親の老齢化や本人の農業就業を契機に地元  
に帰り同居するというのも見られないこともない。とはいえ、そのようにいったん帰っ  
てくれば、親の健康の如何に関わらず同居し、生活を共にするのが一般的である点に、○集  
落や米山町の居住規則が見出される。

## (2) 鹿兒島県 N 集落

ここではいくつかの事例を挙げて、世帯分離がどのようになされるのかを述べよう。

まず、親子が近くに住んでいる場合、食事、風呂、電話、家計の管理などは多くの場合、  
世代間で別である（後掲第 15 表を参照）。

また No. 1, No. 2(4) を除くと、その建築の時期やいきさつは別として、子世代が現在  
の家屋に住むようになった契機はいずれも本人の結婚、Uターン、農業または自営業就業  
である。特に結婚は世帯分離の大きな要因である。この点をはっきり示すために、末子相  
続の慣行に従っている 2 つの農家を取りあげよう。

この慣行によれば、上から順番に結婚とともにいくらかの財産をもって分家し、末子の  
男子だけは親と同居、ないしはごく近くに隠居屋と母屋のような形で住む。親の死後は、  
その末子に親の財産や位牌が優先的に譲られることが多い。これを、地元の言葉では「先祖  
もと」（センソモト）になるという。

たとえば M 家の場合、末子の E (男, 大正 12 年生) が現在、本家、または「先祖もと」  
となる前に、次のように分家、養子による他出があった。E には兄が 4 人 (A, B, C, D),  
姉妹が 5 人いるが、兄弟はいずれも本家の近くに分家または養子の形で住んでおり、姉妹

のうち4人は集落外に嫁ぎ、1人は現在Eの家族と同居している。Eの父は終戦の直後の昭和20年11月に、母は昭和40年代にそれぞれ死亡している。長男のA(明治40年生)は、昭和5年頃に結婚して、同時にいくつかの農地をもって分家したという。その際、当時まで隠居屋だった所に祖母(祖父は既に死亡)と同居することになる。現在は祖母も死亡し、世帯主もAの長男になり、3世代で同じ家屋(本家の裏手)に住んでいる。次男のB(明治42年生)は、昭和10年頃に養子にいており、現在はその長男夫婦と隣合わせに住んでいる(これはNo.1である)。三男のC(大正5年生)も、昭和18年頃いとこ同志のところに養子にいき、現在はその長男夫婦と隣合わせに住んでいる(これはNo.2である)。四男のD(大正7年生)は、昭和22年頃、つまり父が死亡して1年位のうちに結婚して分家している。姉妹については世帯名簿からはわからないが、この段階で本家に残ったのは、母と五男のEだけになる。EはDに続いてやはり昭和22年頃結婚し、子供は3人生まれ、以後、母が死亡するまで3世代で同居することになる。つまり新たに母が隠居屋に移り住む、というようなことはなかった。

またO家のように、結婚から分家まで数年間ある場合もある。この家の場合、現在四男のD'(昭和13年生)と母(明治38年生)が母屋と隠居屋にわかれて住んでいる。そしてその周辺に、長男A'(昭和2年生)と次男B'(昭和5年生)がそれぞれ農業を営んで住んでいる。その他の三男と五男と姉妹は、遠方に他出していずれも戻ってくる見込みはない。長男のA'は昭和23年に結婚したが、結婚後も両親や弟達と現在四男D'が住む家屋に同居していた。4年後の昭和27年に次男B'が結婚し、分家した。同時に長男も分家することになり、現在四男が住む家屋には両親と三男以下が残った。D'の結婚(昭和42年頃)と、他の兄弟姉妹の他出時期、そして現在母が住む隠居屋の建築時期の前後関係はわからないが、聞きとりの限りでは母とD'の家族は現在の場所を動いていない。

この2事例のように、末子相続的な慣行においては、長子から結婚によって分家または養子の形で順々に世帯分離を行なうという居住規則が鮮明に現われている<sup>(5)</sup>。

しかしこの世帯分離の状態は、いずれ「先祖もと」になる子と親との間では一貫して続くとは限らない。これには親の高齢化の程度が関係していると思われる。たとえばNo.2の場合、現在はCとその長男が隣合わせに住んでいるが、この状態に至るまでには次のような経緯があった。家屋については現在Cの住んでいる家屋1の方が古く(明治20年頃建築)、また家屋2の建築(昭和15年頃)後、Cの養父が住んでいたことがある点から、家屋1を母屋、家屋2を隠居屋と呼んでよいようである。この事例では、少なくとも昭和28年に養父が1人暮らしを強いられるようになってから昭和34年に死亡するまでの6年間は、家屋1で3世代の同居をしていたことになる。つまり養父が1人になったというこ

とで、それまでの別居から同居に移行したのである。その間も含めて長男夫婦が家屋2に移る昭和47年までの約20年間、家屋2は貸家として利用されている。また長男の結婚後も1年位は、家屋1で同居が続いている。現在、Cと長男は別世帯であることは勿論、家屋や土地の所有名義も隣接地でありながら別々である。

結局、N集落では末子相続かどうかに関わらず、「先祖もと」として親元に残る子が少なくとも一人はいる場合、その子と親との間でも子の結婚後はなるべく世帯を別にするのが好まれている。しかし親の老齢化の程度によっては、同居も辞さないということである(6)。

注(1) 拙稿「直系家族と家意識」(農業総合研究所『地域農業の構造と再編方向(Ⅱ)——宮城県米山町実態調査報告——』, 昭和62年), 243~264 ページ。

(2) この調査は、昭和54年度に「人口の高齢化に伴う生活構造の変化に関する調査」として行なわれ、調査地として米山町の他に同じ宮城県の志波姫町、鹿児島県大浦町などが対象になっている。調査方法は郵送によるものである。

米山町に関しては、総理府統計局『昭和50年国勢調査調査区関係資料利用の手引』による分類符号12、つまり「15歳以上就業者中に占める農林業就業者数の割合が7割以上の調査区」から無作為に11調査区が選出され、この調査区が調査対象になっている。

(3) 那須宗一[7, 34 ページ]によれば「機能的ないし規範的には分有された2つの核家族をユニットとする一種の親族システム」である。

(4) 鹿児島県N集落については、第15表のように、親と子を組にしてNo.で表わしてある。

(5) 竹田旦[12, 204 ページ]によれば、末子相続における分家の起源は、婚姻習俗における婚舎としての私室の確保であるとも考えることができる。

(6) たとえば現在、親が健在である場合も、将来親が1人になって身の回りのことができない程、身体が弱った時には、どちらかの家屋で同居して扶養するという意向が、子世代に強かった。

#### 4. 世代間関係——事例調査より——

ここで述べる世代間関係は、おもに農家の世帯主とあとつぎの間の関係についてである。この世代間関係については、両地域でどのような共通点と相違点が認められるのだろうか。

##### (1) あとつぎに対する期待

まず第10表、第11表でわかるように、あとつぎに対する期待は地域によって非常に異なる。たとえば財産の継承に関しては、O集落に典型的に見られるように東北の3集落で

第10表 地域別にみた、財産の継承に対する意向

(単位: %)

|            | 計              | あとつぎ<br>一人に全<br>部 | 農地は他<br>の子にも | 宅地は他<br>の子にも | 均 等    | 子供の<br>判 断 | その他    |
|------------|----------------|-------------------|--------------|--------------|--------|------------|--------|
| 7 集 落 計    | 246<br>(100.0) | (41.9)            | (3.7)        | (28.5)       | ( 4.5) | (13.4)     | ( 6.1) |
| 山形県 T 集 落  | 18<br>(100.0)  | (66.7)            | (5.6)        | (16.7)       | ( 0.0) | (11.1)     | ( 0.0) |
| 山形県 M 集 落  | 32<br>(100.0)  | (62.5)            | (3.1)        | (15.6)       | ( 0.0) | (18.8)     | ( 0.0) |
| 宮城県 O 集 落  | 41<br>(100.0)  | (73.2)            | (2.4)        | (19.5)       | ( 0.0) | ( 0.0)     | ( 4.9) |
| 群馬県 M 集 落  | 24<br>(100.0)  | (33.3)            | (0.0)        | (41.7)       | ( 8.3) | ( 8.3)     | ( 8.3) |
| 滋賀県 I 集 落  | 53<br>(100.0)  | (35.8)            | (3.8)        | (32.1)       | ( 5.7) | (15.1)     | ( 7.5) |
| 佐賀県 N 集 落  | 39<br>(100.0)  | (35.9)            | (2.6)        | (46.2)       | ( 0.0) | ( 7.7)     | ( 7.7) |
| 鹿児島県 N 集 落 | 34<br>(100.0)  | ( 0.0)            | (8.8)        | (26.5)       | (17.6) | (35.3)     | (11.8) |

注(1)  $\chi^2=88.17$  (危険率3%以下で有意)。

(2) 欄外数値は、回答実数である。

(3) 子供が一人の場合(13人) および不明を除く。

は、6割から7割の世帯主があとつぎ1人に全部譲ると考えているのに対し、他の4集落ではそうでない。特に鹿児島県N集落の場合は東北の3集落とは対照的に、あとつぎ1人に全部譲ると考えている世帯主は1人もいなく、多くは子どもの判断に任せるか、宅地くらいは分ける、または均等に分けると考えている。

また農業の継承についても、地域による有意差(カイ2乗検定による)が認められる。中でもO集落とN集落を比べてみると、前者では農業を今すぐにもでも継いでほしいという人が36%、いずれは農業を継いでほしいという人が32%いて、7割近くはあとつぎに農業就業を期待している。それに対し後者では、今すぐという人は少ないが、いずれは農業を継いでほしいという人が42%いる。しかし子供の希望が第1で特に農業就業を望まないという消極的な意見が16%、むしろ農業以外の仕事が良いという意見も29%ある。調査対象集落全体について見れば、農地の所有面積による違いも大きい(第12表)、地域による違いも見逃せない。ただし同じ農業継承でも、現在、農地の所有面積の大きい専業農家である場合と零細な第Ⅱ種兼業農家である場合とでは、自ずからあとつぎに対する期待も異なるだろう。

第11表 地域別にみた、農業の継承に対する意向 (単位：%)

|            | 計              | 農業を継いでほしい | 子供の希望が第一 | いずれは農業を | 農業以外の仕事がい | その他    |
|------------|----------------|-----------|----------|---------|-----------|--------|
| 7 集 落 計    | 251<br>(100.0) | (18.3)    | (17.9)   | (34.7)  | (23.1)    | ( 6.0) |
| 山形県 T 集 落  | 19<br>(100.0)  | (21.1)    | (10.5)   | (42.1)  | (15.8)    | (10.5) |
| 山形県 M 集 落  | 33<br>(100.0)  | (30.3)    | (24.2)   | (18.2)  | (21.2)    | ( 6.1) |
| 宮城県 O 集 落  | 44<br>(100.0)  | (36.4)    | (11.4)   | (31.8)  | (15.9)    | ( 4.5) |
| 群馬県 M 集 落  | 24<br>(100.0)  | ( 8.3)    | (20.8)   | (16.7)  | (50.0)    | ( 4.2) |
| 滋賀県 I 集 落  | 53<br>(100.0)  | ( 3.8)    | (18.9)   | (47.2)  | (18.9)    | (11.3) |
| 佐賀県 N 集 落  | 40<br>(100.0)  | (22.5)    | (22.5)   | (35.0)  | (20.0)    | ( 0.0) |
| 鹿児島県 N 集 落 | 38<br>(100.0)  | ( 7.9)    | (15.8)   | (42.1)  | (28.9)    | ( 5.3) |

注(1)  $\chi^2=47.88$  (危険率 3 % 以下で有意)。

(2) 欄外数値は、回答実数である。

(3) 不明を除く。

第12表 農地の所有面積別にみた、農業の継承に対する意向 (単位：%)

|            | 計              | 農業を継いでほしい | 子供の希望が第一 | いずれは農業を | 農業以外の仕事がい | その他    |
|------------|----------------|-----------|----------|---------|-----------|--------|
| 7 集 落 計    | 249<br>(100.0) | (18.1)    | (18.1)   | (34.9)  | (23.3)    | ( 5.6) |
| 50 a 未 満   | 40<br>(100.0)  | ( 5.0)    | (22.5)   | (20.0)  | (37.5)    | (15.0) |
| 50 ~ 100未満 | 58<br>(100.0)  | ( 6.9)    | (17.2)   | (25.9)  | (48.3)    | ( 1.7) |
| 100 ~ 200  | 72<br>(100.0)  | (15.8)    | (18.4)   | (40.3)  | (16.7)    | ( 8.3) |
| 200 ~ 300  | 54<br>(100.0)  | (25.9)    | (18.5)   | (48.1)  | ( 5.6)    | ( 1.9) |
| 300 a 以 上  | 25<br>(100.0)  | (56.0)    | ( 8.0)   | (36.0)  | ( 0.0)    | ( 0.0) |

注(1)  $\chi^2=84.02$  (危険率 3 % 以下で有意)。

(2) 欄外数値は、回答実数である。

(3) 不明を除く。

親の扶養があとつぎの義務かどうかになると、ほぼ、どの地域でも肯定されていて、これは農業や財産とは別に考えられているようである（表は略）。しかしその中でもあえて O 集落と N 集落を比べてみると、O 集落では 7 割もの人が「全くそうだ」とあとつぎの義務であることを認めているのに対し、N 集落ではそれは 4 割に減り、「どちらともいぬ」という意見も 12 % ほどいる。あとつぎに対する扶養の期待も、両集落では微妙に違うことを反映していると思われる。

## （2）扶養に対する意識

農家は老親の扶養に対する意識の点では、次のような特徴をもつ。たとえば昭和 59 年に行なわれた NHK の世論調査（NHK 世論調査部編〔8〕を参照）では、老親扶養の経費負担について子供の間でどのように分担するかという質問がなされているが、それによれば農林漁業従事者には男女に関わらず「長男（家を継いだ者）が主として負担する」と答えた人が 60 %（全体では 32 %）にものぼる。それに対し「経済力に応じて分担する」という考え方の人は農林漁業従事者には少なく（全体が 32 % なのに対し、12 %）、事務・技術職、経営・管理職従事者には多い（それぞれ 39 % と 42 %）。つまり扶養義務に対してあとつぎが優先されるということが、農家ではかなり高い割合で考えられていることになる。さて両集落の扶養に対する意識は、次のような事例や調査結果から説明できるだろう。

まず宮城県 O 集落については、世代間で家計の管理をはじめ日常生活がほとんど分けられていないために、同居している子供による親の扶養は、当然視されていると言ってよい。人口問題研究所の調査では、米山町の同居世帯の子供に対して「あなたが、親御さんと一緒に暮らしている主な理由（複数回答＝3 つ選択）」として同居の理由を尋ねている（第 13 表）。それによれば、同居の便宜性を挙げた「経済的に好都合だから」とか、「何かと好都合だから」という答えも少なからず選ばれてはいるものの、「同居するのが子として当然のつとめだから」という答えが圧倒的に多くなっている。つまり前章であげた第 9 表からもわかるように、親の扶養が「身体が弱ったら」という条件付きで考えられているのではなく、同居が当然でしかもその延長で扶養も当然のこととして（当然のつとめとして）うけとめられているのである。

O 集落での聞きとりの中でも「小さい時から大勢の家族で暮らすのが当たり前だと思っていたので、今もどうということはない」（あとつぎ）とか、「ここら辺では、皆、こうして一緒に住んでいる」という声がしばしば聞かれた。家にいる高齢者が相次いで倒れたため、その看病で十数年間費やされたという嫁の人もいた。つまり「皆、同居している」という集落内の規範が、人々に同居、ならびに扶養を志向させているとも言えるだろう。

第13表 米山町における親との「同居理由」

| 性  | 総数             | 親と一緒に住みたがっているから | 経済的に都合がよいから   | 親の健康がすぐれないから | 同居するのが子として当然のつとめだから | 親子の自然の愛情から    | 何かと都合だから      | その他        | 不詳          |
|----|----------------|-----------------|---------------|--------------|---------------------|---------------|---------------|------------|-------------|
| 総数 | 557<br>(100.0) | 55<br>(9.9)     | 154<br>(26.6) | 24<br>(4.3)  | 470<br>(84.4)       | 153<br>(27.5) | 154<br>(27.6) | 7<br>(1.3) | 15<br>(5.7) |
| 男  | 296<br>(100.0) | 25<br>(8.4)     | 83<br>(28.0)  | 13<br>(4.4)  | 248<br>(83.8)       | 80<br>(27.0)  | 83<br>(28.0)  | 4<br>(1.4) | 4<br>(1.4)  |
| 女  | 261<br>(100.0) | 30<br>(11.5)    | 71<br>(27.2)  | 11<br>(4.2)  | 222<br>(85.1)       | 73<br>(28.0)  | 71<br>(27.2)  | 3<br>(1.1) | 11<br>(4.2) |

出所：清水浩昭[10]，11 ページ。

注(1) 総数は、子世代の総数（ただし複数回答）である。

(2) ( ) 内は、総数を 100 とする割合である。

(3) 年齢不詳は除かれている。

一方、鹿児島県 N 集落の場合は、特に「先祖もと」になる子については、親子とも将来、扶養される側とする側の関係になることを想定している。親に対しては、現在子供が近くに住んでいるかどうかに関わらず「病気などで身体が衰えた場合、誰の世話になることを希望するか」という質問をしたところ、現実的な可能性として子供がみてくれるのならば、それに越したことはないと考えられているようであった。また近くに住んでいる子供に対しては「親の身体が弱った場合、自分が世話をすることを考えているのか」と尋ねたところ、いずれも肯定的な答えであった。

もっとも少なくとも 1 人は親の近くに住んでいる場合と、子供がすべて他出した状態にある場合とでは、親の老後に対する考え方も違っている。近くに住んでいる場合、子供の側では、今は別棟に住んでいても同居に移ることも考えられているようだし、何よりも他の兄弟姉妹とは違って自分が扶養しなければならないという意識が強い。住民票上、世帯が一緒でも、親子が別棟に住んでいるケースは 4 つあり、そのうち調査したのは 2 ケース、また、住民票上、世帯が別でかつ別棟に（隣合わせとは限らない）住んでいるケースは 10 あり、そのうち調査したのは 5 ケースであった。これら 7 ケースを見ると、子供はいずれも男子であり長男が 5 人、次男が 2 人である。長男のうち 3 人には兄弟がいなく、姉妹のみいる。また次男のうち 1 人は長男が幼くして死んだというものであり、1 人は長男が他出しているというものである。長男が多いという点については、「長男だから、止むを得ず残った」という強い規制はなく、むしろ偶然やなりゆきによるもののようである。たとえば No. 1 では兄弟が 4 人いるのに長男が残っているが、その長男によれば「小さい時から母親 1 人で農業をしているのを見て大変だと思っていたので、学校を出たらすぐ家の

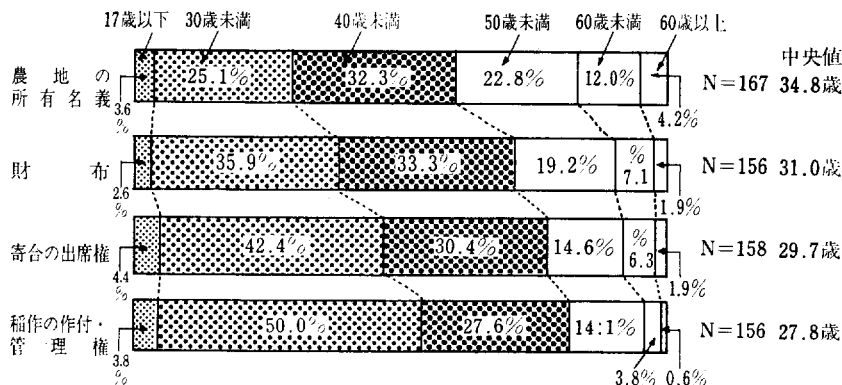
農業を手伝うことにした」ということである。

ただし兄弟がいなかった場合は、男子である自分が近くに住まなくてはと考えられている。たとえば No. 6 がそうだが、親夫婦によれば「小学校の時、学校の先生に『男は自分1人だから、外には出られない』と長男が言っていたのを思い出す」ということである。

一方、子供がすべて他出した状態にある場合は、県内にいる子供に対する期待が親の方にはある。実際、子供が県内など近くにいればいるほど、親との接触機会も多い。ただし、近くにいるかどうかは兄弟姉妹の順番とは関係ない。実際に身体が具合悪くなったらという話が進むと、どちらかといえば、子供の方が来ることよりも自分が子供の方に移り住むことの方が、可能性として高いと考えられている。これには1世帯を除き、非農家であること（農家である1世帯もほとんど農産物の販売はしていない）が関係しているのだろう。

子供の方に移り住むこと以外では、病院や施設に入ることも考えられている。昭和61年3月31日現在の鹿児島県による推計では、大崎町在住の65歳以上の人は2,748人いるが、そのうちねたきり老人は75人、ひとり暮らし老人は594人である。それに対し大崎町内には特別養護老人ホーム（収容人員50人）が1カ所、常勤の家庭奉仕員が3人設置されているだけで<sup>(1)</sup>、社会福祉施設に頼るのは心もとない状態である。そこでそれは、あくまでも最後の手段として考えられているのである。

以上のように両集落とも、居住規則を異にする一方で、親の側では子に対して扶養の期待があり、また子の側でも扶養義務を意識している。しかし O 集落では、結婚当初から一貫した同居という居住規則があるため、同居の延長で親の扶養が親の側でも子の側でも当然視されているのに対し、N 集落の特に農家では、親が元気の限りはなるべく世帯を別



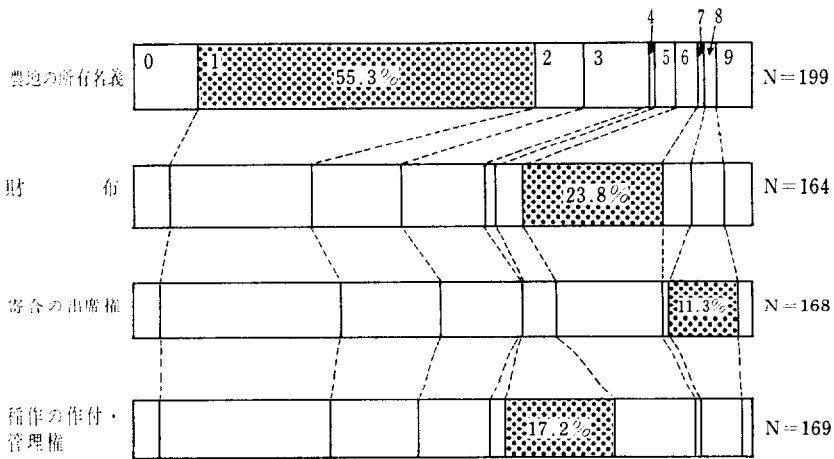
第2図 7集落の世帯主権限の移行年齢

注. N=不明を除く総数。

にして暮らすという居住規則があるために、余程のケース、たとえばねたきりにでもならなければ同居して扶養を受けようという気持は親にはない。また子の側も同様である。

### (3) 世帯主権限の移行と世代間の協業

次に農家においては、どのようにして権限が移行し、また世代間でどのような協業があるのかを事例調査から探ろう。7集落での留置き調査では、世帯主からあとつぎに譲られる世帯主権限<sup>(2)</sup>の移行年齢（何歳で移ったか）、移行理由を聞いている。地域全体を見ると第2図のように、農地の所有名義、財布、寄合出席、稲作の作付・管理という4つの権限のうち、最も移行時期の早いのは稲作の作付・管理権である。その理由を見ると「先代

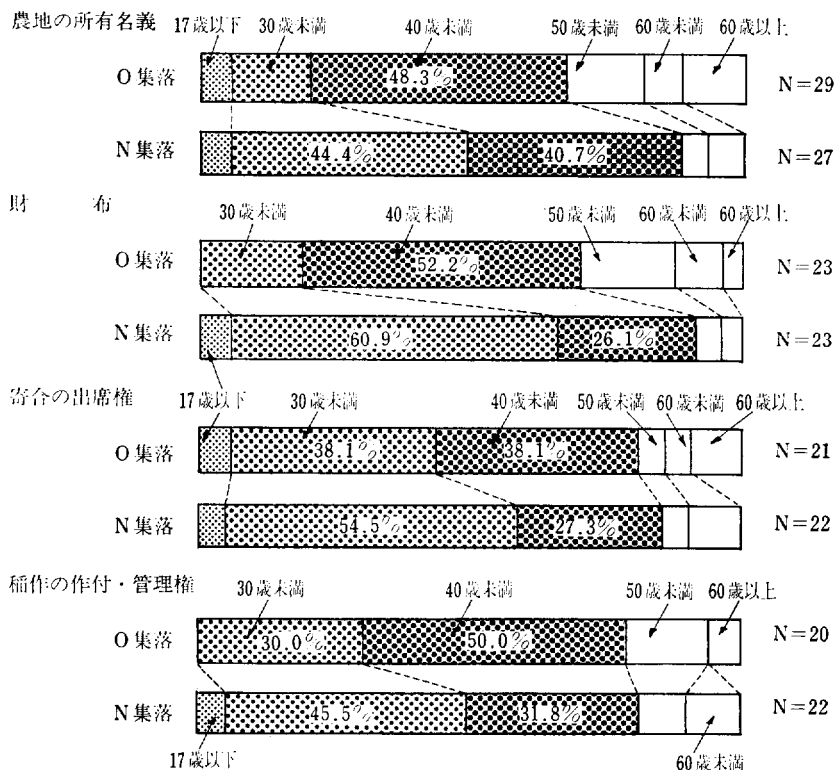


第3図 7集落の世帯主権限の移行理由

注(1) N=不明を除く総数。

- (2) 0=先代の死亡、または病気のため。  
 1=先代が老齢化して体が動かなくなったから。  
 2=先代が一定の年齢（例えば60歳）に達し、区切りをつけるため。  
 3=先代が他の職業または役職についたため。  
 4=現世帯主の就農をきっかけとして。  
 5=現世帯主の結婚をきっかけとして。  
 6=現世帯主の子供の誕生、入学あるいは小遣いを与える必要性などをきっかけとして。  
 7=現世帯主（または妻）が一定の年齢になり、責任者としての行動を社会的に求められたから。  
 8=年金受給との関連で。  
 9=未だ譲られていない。

の老齢化」,「先代が一定の年齢に達した」,「現世帯主の結婚」などが多い(第3図)。次に移行するのは寄合出席権で、その移行理由には稲作の作付・管理権と同じ「先代の老齢化」などの他に、「現世帯主の子供の誕生、入学あるいは小遣いを与える必要性などをきっかけとして」や「年金受給との関連で」がある。寄合出席権には集落に対するその家の代表という性質があるため、「老齢化」のような生理的な年齢を表わすものに加え社会的な年齢を表わすもの(孫の小学校入学、年金受給資格年齢)が多くなるのだろう。次に財布が移行するが、これには移す方も移される方も世帯主(男)の場合と、妻の場合とがある。その理由にはやはり先代の老齢化などの他に、「子供の誕生や小遣いの必要」が多い。最後に移行するのは農地の所有名義で、理由では「先代の老齢化」など、生理的な年齢によるものが7割以上を占める。所有名義に関しては、現時点でも父親である場合が2割近



第4図 O 集落と N 集落における、世帯主権限の移行年齢

注. N=不明を除く総数。

くあることから、最後まで残されている傾向が強いことがわかる（父親の死後もなお、父親に名義がある場合が両集落とも何例もあった）。

以上の点を O 集落、N 集落について見ると（第 4 図）、移行年齢については、全体的に O 集落より N 集落の方が早い。だがこれらの権限のうちでも、農地の所有名義や財布は、N 集落でより早く譲られているが、寄合の出席権や稲作の作付・管理権についてはあまり差がない。つまり O 集落では、他の権限は親に残しておいても稲作の作付・管理権や寄合出席権は移されることがよく行なわれていると思われる。次に移行理由をやはり両集落について見ると、両集落には大差がない（図は略）。小さな点での差異は、N 集落では財布や寄合の出席権が「子供の誕生や小遣いの必要」から移行したり、稲作の作付・管理権が「現世帯主の結婚」を契機として移行することが多いということである。これらは、結婚がまず世帯分離や農業経営の分離を促し、さらに子供の誕生でそれが完全なものになることを表わしていると思われる。

たとえば O 集落には現在、農業センサスでいう「あとつぎ予定者」がいる世帯は面接調査を行なった 49 世帯のうち 38 あるが、このうち稲作の作付・管理権、またはそれと財布のみが移行しているケースが 11 ある。これを詳しく見ると大規模な農家の場合（第 14 表の ②、④、⑤、⑥、⑧）は、実際上あとつぎに農業の経営が任されたと見ることができる。しかし小規模な農家の場合は、世帯主が 60 歳に達し経営移譲年金を受け取るため、形式的にあとつぎに経営移譲するが、実際上あとつぎはほとんど農業に従事していないケース ③⑨、④⑦、世帯主の都合で権限が移行してもあとつぎが自営業を営んでいるケース ⑪、③⑩が多い。

O 集落について考えられることは、経営が小規模でも、権限を移すことによってその小規模な農業や財産を継承することが、あとつぎに期待されているということである。これらのあとつぎは、現在は恒常的勤務や自営業に携わっていても、定年後または一定の年齢に達すれば、現在親の世代が行なっている稲作の肥培管理や畜産などの軽い農作業に従事する可能性がある。つまり、既に移っている稲作の作付・管理権は、あとつぎが現在よりも規模を拡大したり、農業に専従したりするために移行したものではないだろうが、少なくとも現状維持の希望はもっていて、賃貸や売却をしようとは思っていない。いわば前述の居住規則によって、多世代、多人数の家族構成が世代が代わっても維持され、それが専業農家は専業農家として、兼業農家は兼業農家として存続させていくのではなかろうか<sup>(3)</sup>。

そこで若干の事例を紹介しながら、両集落ではどのような世代間の協業があるのかを述べよう。まず O 集落については、第 14 表で詳しく見ることができる。あとつぎについ

第14表 O集落における、世代間の協業

| 農家<br>番号 | 経営<br>耕地<br>(a) | 世帯主の |       | 世帯主の妻<br>の就業状態 | あとな<br>ぎの就<br>業状態 | あとな<br>ぎの妻<br>の就<br>業状態 | 父の就<br>業状態 | 母の<br>就業状態 | その<br>他の<br>就業状態 |
|----------|-----------------|------|-------|----------------|-------------------|-------------------------|------------|------------|------------------|
|          |                 | 年齢   | 就業状態  |                |                   |                         |            |            |                  |
| *①       | 462             | 55   | 農     | a              | 農                 | a                       | 無職         | —          |                  |
| *②       | 520             | 51   | 臨     | 家事             | a                 | 農                       | 無職         | 家事         |                  |
| *③       | 551             | 58   | 臨     | 家事・育児          | a                 | 農                       | 無職         | 無職         |                  |
| ④        | 393             | 57   | 常     | 家事             | (農)               | (農)                     | 無職         | 無職         |                  |
| ⑤        | 391             | 56   | 臨     | 家事             | a                 | a                       | 無職         | 無職         |                  |
| *⑥       | 382             | 51   | (農)   | 家事・育児          | a                 | 農                       | 無職         | 無職         |                  |
| ⑦        | 360             | 47   | 農     | a              | a                 | a                       | 無職         | 無職         |                  |
| ⑧        | 350             | 59   | 農     | a              | (農)               | b                       | 家事         | 無職         |                  |
| ⑨        | 329             | 34   | 農     | a              | —                 | —                       | 無職         | —          |                  |
| ⑩        | 326             | 48   | (農)   | a              | 常                 | —                       | —          | 無職         | 常 a              |
| ⑪        | 315             | 58   | 常     | a              | a                 | (農)                     | a          | 無職         |                  |
| ⑫        | 276             | 49   | 臨     | 自家             | (農)               | b                       | —          | 無職         | 臨 b              |
| ⑬        | 270             | 62   | 家事・育児 | —              | (農)               | a                       | 常          | 無職         | 臨 a              |
| ⑭        | 270             | 44   | (農)   | 農              | 常                 | a                       | —          | 無職         |                  |
| ⑮        | 268             | 33   | (農)   | a              | (農)               | a                       | —          | 家事・育児      |                  |
| ⑯        | 267             | 53   | 農     | a              | 臨                 | a                       | 無職         | 家事・育児      |                  |
| ⑰        | 265             | 47   | 農     | a              | 常                 | a                       | —          | 家事・育児      |                  |
| ⑱        | 260             | 48   | (農)   | a              | 農                 | a                       | 無職         | 無職         |                  |
| ⑲        | 248             | 46   | (農)   | a              | 常                 | a                       | 無職         | 家事         |                  |
| ⑳        | 245             | 53   | (農)   | b              | 家事                | a                       | 無職         | 無職         |                  |
| ㉑        | 238             | 56   | (農)   | a              | 家事                | a                       | 無職         | 家事         |                  |
| ㉒        | 227             | 41   | (農)   | a              | (農)               | a                       | 無職         | 家事         |                  |
| ㉓        | 223             | 57   | 臨     | 家事・育児          | 常                 | a                       | 農          | —          |                  |
| ㉔        | 222             | 67   | 農     | 家事             | (農)               | c                       | —          | —          |                  |
| ㉕        | 215             | 54   | (農)   | —              | 常                 | a                       | 常          | —          |                  |
| ㉖        | 211             | 54   | (農)   | 農              | 常                 | a                       | —          | 家事         |                  |
| ㉗        | 208             | 53   | (農)   | a              | 常                 | a                       | —          | 無職         |                  |
| ㉘        | 203             | 31   | (農)   | 育児             | —                 | —                       | 農 a        | 無職         | 家事               |
| ㉙        | 195             | 44   | 農     | b              | 自家                | 臨                       | d          | 家事・育児      | 無職               |
| ㉚        | 188             | 53   | (農)   | 家事・育児          | 農                 | a                       | a          | —          |                  |
| ㉛        | 184             | 46   | (農)   | b              | 常                 | —                       | 豚2         | —          |                  |
| ㉜        | 168             | 48   | (農)   | (農)            | a                 | 臨                       | 豚3         | 無職         |                  |
| ㉝        | 165             | 51   | (農)   | b              | 家事                | a                       | c          | —          |                  |
| ㉞        | 145             | 57   | 豚3    | a              | 自家                | 自家                      | —          | —          |                  |
| ㉟        | 142             | 51   | (農)   | 家事             | 常                 | a                       | —          | —          |                  |
| ㊱        | 142             | 51   | 農     | —              | 常                 | a                       | 豚3         | —          |                  |
| ㊲        | 140             | 38   | 常     | 農              | d                 | —                       | 牛, 繁殖      | 無職         |                  |
| ㊳        | 125             | 33   | 自家    | 常              | a                 | —                       | —          | 家事         |                  |
| ㊴        | 114             | 59   | 農     | b              | 常                 | a                       | 家事・育児      | —          |                  |
| ㊵        | 113             | 39   | 常     | (農)            | b                 | —                       | —          | 家事・育児      |                  |
| ㊶        | 106             | 70   | 農     | c              | —                 | —                       | —          | —          |                  |
| ㊷        | 98              | 44   | (農)   | b              | 家事                | —                       | —          | —          |                  |
| ㊸        | 82              | 30   | 常     | a              | 農                 | c                       | 家事         | —          |                  |
| ㊹        | 72              | 51   | 豚4    | 家事             | 常                 | a                       | 常          | —          |                  |
| ㊺        | 60              | 54   | 臨     | —              | —                 | —                       | —          | —          |                  |
| ㊻        | 40              | 47   | a     | (農)            | c                 | 臨                       | a          | —          |                  |
| ㊼        | 36              | 62   | 農     | 家事             | 常                 | a                       | 常          | —          |                  |
| ㊽        | 35              | 75   | 豚2    | 常              | a                 | —                       | —          | —          |                  |
| ㊾        | 20              | 46   | 常     | a              | —                 | —                       | 無職         | 無職         |                  |

注(1) \*は生産組合のメンバーがいる世帯である。

(2) 従事日数については、a=150日以上、b=100~149日、c=60~99日、d=30~59日、e=0~29日である。

(3) (農)は、兼業もしていることを示す。

(4) O集落における面接調査による。

ては、経営規模が大きいほどその農業従事日数が多い傾向がある。この中には生産組合のメンバーも含まれている。ただし比較的規模が大きい農家でも、現在はあとつぎが常雇で兼業に出ており、いずれ農業に専従する意志があったりする（たとえば⑦、⑭）。世帯全体について見ると、大規模な農家（①から⑨まで）では、あとつぎが専従的に農業に従事し、その妻も農業に専従、そして世帯主の妻またはその上の世代の女性は育児や家事を担当、世帯主は臨時的な職業に就く程度になっている。一方、小規模な農家（第14表の⑩から⑭まで）では、同じ3世代以上の同居世帯であっても様相を異にしている。あとつぎが恒常的勤務か自営業を営んでおり、彼らの妻も常雇に出ている場合が多く、世帯主の妻は家事か無職か農業従事で、世帯主は農業（特に耕種部門の肥培管理や家畜の飼養）というパターンがほとんどである。ただし、この地域では製造業の作業工程で若い女性の労働力が期待されているので<sup>(4)</sup>、あとつぎの妻と同じ世代の女性は経営規模に関わらず、常雇で働いていることが多い点には注意すべきだろう。

一方、N集落については、親世代と子世代が近くに住んでいる事例について次のようなことが言える。親子が近くに住んでいても、農作業、農業経営、日常生活は基本的に世代間で別である（第15表）。この点はO集落とは対照的である。特に農業経営を一緒に行なうことや、子世代が親世代に、または逆方向にも生活費の援助をするということも見られない。

たとえばNo.4は、親子で日常生活も、農業も全く別々に行なっており、また極力そうなるように配慮されてきた事例としてあげられる。まず昭和44年、次男の結婚と同時に、現在親夫婦が住む家屋1に次男夫婦が住み、裏手に隠居屋として家屋2が建てられ、そこに親夫婦が住むという居住形態がとられた。長男は既に他出している。昭和50年ころ、他出していた三男が単身で戻ってきてからしばらくは次男の家族もこの場所に住んでいたが、手狭になってきたので昭和55年、次男の家族は構造改善事業によって出た保留地（家屋1、2から直線距離で500m位の所にある）に家屋3を新築し、そこに移り住むことになった。以来、家屋1には親夫婦、家屋2には三男が住んでいる。また当然ながら親夫婦と次男の家族の間では、風呂、食事、電話などの日常生活も別々である。

農業に関しては、親は若干の土地を耕作、繁殖牛2頭を飼養し、次男は主として畜産（繁殖牛8頭を飼養）を行ない、恒常的な勤務もしている。親と次男の土地所有、経営耕地規模は第15表のとおりであるが、親は高齢化のためか5年ほど前から稲やかんしょの育苗作業を農協に委託している。また次男は、牛の自給飼料用として近隣者から30a程を期間借地している。この事例では、お互いの農業経営の独立性を守るという配慮が特にうかがえる。

第15表 N 集落における世代間の協業

| 農家番号<br>(年齢)              | 親の土地所有<br>(名義)                           |                   | 子の土地所有<br>(名義)                                  |                                  | 日常生活の共同 |    |    | 農業の協業                                                                |
|---------------------------|------------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------|---------|----|----|----------------------------------------------------------------------|
|                           | 田, 畑<br>(a)                              | 山林など              | 田, 畑                                            | 山林など                             | 風呂      | 食事 | 電話 |                                                                      |
| No. 1<br>*親(77)<br>子(51)  | 田 56<br>畑(借地)<br>77                      | 山林 210            | 田 11<br>畑 32<br>畑(借地)37                         |                                  | 共同      | 別  | 共同 | 父は病弱のためほとんど農業をしない。経営, 農作業は父名義の土地についても, 子が行なっている。                     |
| No. 2<br>親(70)<br>子(43)   | 田 29<br>畑 75                             | 山林 329            | 田 12<br>畑(ハウス)<br>25<br>他に農協より75を借地             |                                  | 共同      | 別  | 別  | 経営方針, 土地の貸借については, あくまで別。収支管理も別。育苗, 代かきは親, 耕うんは子。機械は親子で1台ずつ所有で, 収穫も別。 |
| No. 3<br>**親(62)<br>子(42) |                                          |                   | 田 37<br>(うち25は<br>転作田で,<br>委託)<br>畑(キンカン)<br>20 | 山林 150<br>(昭和56年<br>に名義かき<br>かえ) | 別       | 別  | 別  | 子は, 商店経営, 消防士のため, キンカンの収穫は, 主に親が行なう。                                 |
| No. 4<br>親(73)<br>子(44)   | 田 15<br>畑 74<br>育苗(稲,<br>かんしょ)を農<br>協に託委 | 山林 100<br>牛(繁殖) 2 | 田 13<br>畑 110<br>期間借地が<br>30                    | 山林 3<br>牛(繁殖) 8                  | 別       | 別  | 別  | 経営方針, 収支の管理ともに別。稲刈りは協同行なう。                                           |
| No. 5<br>親(66)<br>子(38)   | 田 10<br>畑 40<br>田17と畑<br>25を借地           | 山林 68<br>牛(繁殖) 2  |                                                 | 山林 110<br>牛(繁殖) 5                | 別       | 別  | 別  | 父所有の田畑は子が耕作。かんしょの収穫などは共同で行なう。                                        |
| No. 6<br>親(60)<br>子(34)   | 田 33<br>畑 70                             | 山林 150<br>牛(繁殖) 3 | (親より使<br>用貸借)                                   |                                  | 別       | 別  | 別  | 父は昭和60年より農業者経営移譲年金受給。同時に, 農地を子に使用貸借で貸している。                           |

注(1) \*は住民票上に同一世帯で, 世帯主は親, \*\*は住民票上は同一世帯で, 世帯主は子である。

(2) \*, \*\* 以外は, 住民票上, 別世帯である。

(3) N 集落における面接調査による。

以上のように世帯主権限の移行、農業における世代間の協業については、両集落で違いが見られた。その違いをもたらしているのは、扶養に対する意識の場合と同様に、居住規則であると言うことができる。

注(1) 鹿児島県調べによる。

(2) 家長権のような包括的な権限ではない。石原邦雄 [2, 2 ページ] によれば「世帯主という地位もしくは観念に結びつけて(成員に)意識せられ、(観察者に)捉えられる蓋然性をもった複数の、部分的に限定された権限」である。石原はこの世帯主権限として A. 世帯代表権, B. 財政権, C. (農業) 経営権, D. 人事権を挙げたが、本稿での農地の所有名義、財布は B に、寄合の出席権は A に、稲作の作付・管理権は C にそれぞれ含まれる。

(3) 松村和則 [3, 80 ページ] は今回の O 集落に隣接する集落で直系制家族の家族周期と世帯員の就労形態を調べ、兼業の深化は農家の直系制からの逸脱を促すものではなく、むしろ「……農家は大枠として、直系家族の再生産を前提した生活規範に裏打ちされ、その現実的表現としての周期段階において、保有労働力の最大限の利用を図ろうとする」ことを強調している。

(4) 迫職業安定所での話による。

## 5. む す び

宮城県 O 集落、鹿児島県 N 集落の家族構成、居住規則、世代間関係について比較してきた。そこで、比較を通して明らかになった共通点と相違点を簡単に整理し、今後の検討課題について述べることにする。

まず家族構成については、O 集落では 3 世代以上の同居世帯が中心で、多人数であるのに対し、N 集落では核家族世帯と単独世帯が全体の 9 割以上を占め、1 世帯あたり世帯人員数も少ない。それは米山町と大崎町の家族構成を代表しているとも言える。また 65 歳以上の親族のいる世帯の家族類型については、O 集落では多くが 3 世代以上の同居世帯であるのに対し、N 集落では逆に多くが夫婦のみの世帯である。つまり家族構成に関しては、両集落の違いは歴然としている。

次に居住規則については、O 集落でも N 集落でも、父方居住制であることには違いはない。女子の家族と同居、または近くに住むケースはまれにしか見られなかった。しかし前者では、たとえば親の身体が弱いという条件があるかないかに関わらず、結婚の当初から一貫して同居し、しかも世代間で家計の管理その他の日常生活を分けることがほとんど行なわれていない。それに対し後者では、末子相続の分家に典型的に見られるように、結婚をすれば原則的に世帯は別になり、家計の管理その他の日常生活も全く別になる。

第3に世代間関係については、留置き調査で明らかになったあとつぎに対する期待の違いと併せて、扶養に対する意識、世帯主権限の移行、農業の世代間の協業の点で次のようなことがわかった。まず扶養については、両集落とも扶養する子が特定されていて、その子が他の兄弟姉妹に優先して、親の扶養を行なうことが親子双方に考えられている。ただO集落では一貫同居という居住規則があるために、現在の同居の延長で扶養を行なうのが通例である。それに対し、N集落では親の老齢化が進めば別居から同居に移行するということがあるだけで、同居という形での扶養は親の老齢化という条件付きで考えられている。

また世帯主権限の移行と世代間の協業については、次のようなことがわかった。世帯主権限の移行時期では、特に稲作の作付・管理権を除いてはN集落の方がO集落より早い。そこでO集落では経営規模の大小に関わらず、作付・管理権だけはあとつぎに移っている事例が多少見られる。移行理由については、両集落に大きな差はないが、N集落で作付・管理権が移される理由として「現世帯主の結婚」を理由とするものが比較的多い。世代間の協業がどのように行なわれているのかといえ、O集落の大規模農家ではあとつぎ夫婦が農業に専従し、世帯主は臨時雇の兼業に出て、世帯主の妻は家事を行なうというパターンであるのに対し、小規模農家ではあとつぎ夫婦は常雇または自営業で、世帯主の世代は耕種部門の肥培管理や若干の家畜飼養を行なうというパターンである。一方N集落では、農地の所有名義からその経営の管理に至るまで、また時には収穫作業までが世代間で分けられている。ただし所有名義については、親の所有名義の農地を子が耕作している事例もいくつかあり（第15表のNo. 1, 5, 6）、現在の状態が変わらない限り、現在、親が所有名義を持つ農地が子に譲られる可能性は充分にあるだろう<sup>(1)</sup>。

以上のことから、居住規則は次のような影響を及ぼしていることがわかる。居住規則は今回の事例のように地域によって異なるが、その居住規則に従って固有の世代間関係が展開する。そして、その世代間関係、すなわち相互行為が恒常化すると、成員間に一定の役割が生み出される<sup>(2)</sup>。鈴木栄太郎[11]は、直系家族の成員の位座という概念を提示したが、これは役割の一形態であると考えられる。鈴木の場合、戦前の日本の「家」を対象としていたために、位座によって家長を頂点とした上下関係が示されている。しかし現代の農家における成員の役割を、そのような上下関係として見ることはできない。O集落の場合であれば、世帯主（夫婦）の役割とあとつぎ（夫婦）の役割が相互補完的にあり、それが世代間で共有された家計を支えている。N集落の場合であれば、親子が近くに住んでいる事例については、子（夫婦）は親（夫婦）を扶養するという役割をもつ。

そして位座が継承されるように、役割も継承されることが考えることができる。

このように居住規則によって、世代間関係が恒常化し、役割の継承がなされるので、家

族類型作成に際して、居住規則を操作的規定から排除することには問題があると思われる。居住規則が変われば、継承のあり方にも変化が生じると考えられるからである。居住規則は結婚当初の夫婦の居住地を決めるものであるが、その持つ意味はそれにとどまらないと、とらえるべきだろう。この点をさらに明らかにするためには、人口移動の影響によって、居住規則の変化が免れなくなった地域を対象にする必要がある。

以上が本稿の結論であるが、最後に今後の検討課題として、居住規則と並んで親族関係にとって重要な出自規則を明らかにする必要がある。役割が継承される場合、それが誰によって継承されるかという問題があり、生まれた子供を特定の親族グループに帰属させることに関する規則（優先順位）、つまり出自規則が、この継承問題に密接に関わってくる。ここで、O 集落については世帯主の役割、N 集落については「先祖もと」の役割に限定して言えば、O 集落の場合、女子より男子、男子であれば年長者が優先されるという出自規則がうかがえる（第1図を参照）。N 集落の場合、女子より男子が優先されるという出自規則は認められる。しかし男子の中での優先順位については、それがはたして子が生まれる前から決められたものなのかが、はっきりしない。おそらくそうではなく、男子の数などに応じて状況適応的に「先祖もと」になる者が決められると考えられる。

注(1) 留置き調査では財産の継承方法について、O 集落と N 集落の考え方はきわめて対照的であった（第10表）。さらに実際の相続に際しても、このような違いがあるのかどうかは事例を確かめる必要があるだろう。N 集落の場合、たとえ現在は世代別に経営が行なわれていても、相続に際しては親世代の農地や経営が子世代に委譲されるとすれば、世代が代わることによる農地の零細化（石黒重明〔1〕を参照。）も起こらない可能性が出てくる。

(2) この考え方については、富永健一〔13〕を参照。

#### 〔引用文献〕

- 〔1〕 石黒重明「農家構成の特徴と問題点」（石黒重明・川口諦・窪谷順次共著『鹿児島農業の諸問題』、農業総合研究所、昭和41年）、91～167ページ。
- 〔2〕 石原邦雄「農村直系家族の世代交替における世帯主権限の移行」（日本社会学会編『社会学評論』第17巻 第3号、有斐閣、昭和42年）、2～16ページ。
- 〔3〕 松村和則「水田単作地帯における農家の家族周期と就労構造——宮城県遠田郡涌谷町生栄巻部落の事例」（日本社会学会編『社会学評論』第30巻 第3号、有斐閣、昭和54年）、61～84ページ。
- 〔4〕 森岡清美「社会学からの接近」（森岡清美・山根常男編『家と現代家族』、培風館、昭和51年）、2～22ページ。

- [5] 森岡清美「老親の扶養」(森岡清美, 望月嵩共著『新しい家族社会学』, 培風館, 昭和58年), 141~152 ページ。
- [6] Murdock, G. P. *Social Structure*. Macmilan Company, 1949 (G.P. マードック著, 内藤堯爾監訳『社会構造——核家族の社会人類学』[新泉社, 昭和53年])。
- [7] 那須宗一「現代家族と老人の家族変動」(那須宗一・増田光吉編『老人と家族の社会学』[講座 日本の老人 3, 垣内出版, 昭和47年]), 1~42 ページ。
- [8] NHK 世論調査部編『現代の家族像』(日本放送出版協会, 昭和60年)。
- [9] 清水浩昭「農村老人の居住形態——宮城県志波姫町と鹿児島県大浦町の比較研究」(厚生省人口問題研究所『人口問題研究』, 第156号, 昭和55年), 39~53 ページ。
- [10] 清水浩昭「農村老人の居住形態——宮城県登米郡米山町調査報告」(厚生省人口問題研究所『人口問題研究』 第159号, 昭和56年), 1~14 ページ。
- [11] 鈴木栄太郎『日本農村社会学原理』(著作集 I, II) (未来社, 昭和43年)。
- [12] 竹田旦『「家」をめぐる民俗研究』(弘文堂, 昭和45年)。
- [13] 富永健一「社会構造の基礎理論」(安田三郎・塩原勉・富永健一・吉田民人編『社会構造』[基礎社会学 IV, 東洋経済新報社, 昭和56年]), 2~23 ページ。

(本稿は、特別研究「高生産土地利用型営農主体の形成条件及び経営管理方式の解明」の研究成果の一部である。)

## 直系家族と居住規則 ——宮城県 O 集落と鹿児島県 N 集落の比較——

岩 田 知 子

家族に関しては、家族構成に着目した分け方と、継承制度に着目した分け方がある。この点を明示的に言ったのが、森岡清美である。森岡によれば、前者は家族の分類であり、これに従えば、家族は夫婦家族、直系家族、複合家族に分けられる。また後者は家族の類型であり、これに従えば、家族は夫婦家族制、直系家族制、複合家族制に分けられる。日本の「家」は、一般的に直系家族制に立つ直系家族である、とすることができる。

ところで、一定範囲の社会には一定の居住規則（結婚当初の夫婦の居住地に関する規則）がある。この居住規則は、従来、家族構成にのみ関わるものとされてきた。本稿は、居住規則が家族類型とも関わるという視点のもとに、農村においては、居住規則のもとでどのような世代間関係が展開しているのかを具体的に示し、直系親族間の継承がどのようにして行なわれるのかを探るものである。

このような課題から本稿では、対象地域として人口移動の居住規則に対する影響が比較的小さいと見られる、宮城県米山町 O 集落と鹿児島県大崎町 N 集落の2カ所をとりあげた。

両集落における家族構成の違いは、O 集落が3世代以上の同居世帯中心であるのに対し、N 集落が核家族世帯中心であるというように、歴然としている。居住規則の点では、両集落とも父方居住制である。しかし O 集落では、親の老齢化に関わらず、あとつぎは結婚の当初から親と同居するのに対し、N 集落では結婚をすれば原則的に世帯は別になる。世代間関係のうち、親の扶養に対する意識については、両集落とも扶養をする子が特定しているが、O 集落では同居の延長で扶養を行なうのが通例であるのに対し、N 集落では同居という形で扶養は親の老齢化という条件付きで考えられている。また農家の世代間の協業を見た場合、O 集落では経営規模の大小に関わらず、世帯主（夫婦）とあとつぎ（夫婦）の就業状態は相互補完的である。それに対し、N 集落では世代別の経営がなされている。

以上のことから、両集落では居住規則に従って固有の世代間関係が展開していることがわかる。継承については、恒常化した世代間関係から生じた役割が継承されるということが、今回の分析から考えられる。